

農機具レンタル.com 貸借規約

株式会社旺方トレーディング（以下、「弊社」という。）は、農機具（以下、「本物件」という。）のレンタルサービス（以下、「本サービス」という。）である農機具レンタル.comの規約を以下の通りに定めるものとします。

第1条（目的）

弊社は、賃借人に対して本物件を賃貸し、賃借人は、破損、故障その他の明らかな瑕疵がないことを確認の上、本契約の条項に従って本物件を借り受けるものとします。

第2条（運搬）

賃借人の賃借にあたり必要となる本物件の運搬は、賃貸時、返却時とも、弊社の責任において行うものとします。

第3条（使用目的）

賃借人が賃借されました本物件は、農作業を目的に使用されるものとします。

第4条（賃貸借期間）

本物件の賃貸借期間は、弊社と賃借人との間で決定します。原則、弊社との間で決定しました賃貸借期間の変更はできないものとします。

第5条（賃借料）

賃借人は、弊社より請求書を受領された際には、請求書記載の支払期限までに、賃借料に消費税相当額を付加されて、弊社の指定する銀行口座に振込の方法により支払うものとします。なお、振込手数料は賃借人が負担するものとします。

第6条（遅延損害金）

賃借人が賃借料の支払いを遅延した場合、未払額に対し支払期日の翌日からその完済に至るまで、年10%の割合（365日の日割り計算）を乗じて得た額を遅延損害金として遅延した未払金とともに弊社へ支払うものとします。

第7条（キャンセル）

- （1） 弊社の本物件保管場所から、賃借人の納品場所へ搬出後に、賃借人が弊社の責によらない事由により賃借契約を取り消す場合は、キャンセル料として契約書に記載の賃借料総額を賃借人に請求させていただきます。
- （2） 賃借人の賃貸借期間中に、弊社の責によらない事由により賃借人が賃借契約を取り消すことは、原則不可とし、賃借料の返還はできないものとします。

第8条（物件の引き渡し）

- （1） 弊社は、本物件に必要な点検・整備を実施したうえで本物件を賃借人に引き渡しするものとします。
- （2） 賃借人は、弊社より物件の状態、症状について説明を受け、確認、了承のうえでレンタル点検シートに記名・押印するものとします。これをもって、本物件は通常の性能を備えた状態で賃借人に引き渡されたものとします。
- （3） 前項の確認時、本物件に整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。本物件の引渡しが不可能となった場合、賃借人はこの契約を破棄し、弊社に対して賃借料の返還を請求

できるものとします。

第9条（物件の返還）

- （1） 賃借人は、本物件を現状に回復した上で弊社に返還するものとします。
- （2） 賃借人は、弊社より本物件の状態、症状について説明を受け、確認、了承した上でレンタル点検シートに記名・押印するものとします。本物件に不具合や損傷など何らかの問題があった場合、賃借人はその原因究明に協力しなければならないものとします。賃借人の責によるものについては、弊社は賃借人に対してその修繕費用を請求できるものとします。
- （3） 弊社は、前項の確認後、本物件に新たに不具合が発覚しても、それについて賃借人はいかなる請求もしないものとします。

第10条（物件の保守・管理等）

弊社は、本物件を本来の用途、用法に従って使用し、弊社に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって本物件を使用し、管理、保管するものとします。

- （1） 賃借人は、本物件を施錠できる倉庫や敷地内で保管するものとします。
- （2） 契約期間中の本物件に係る燃料費は賃借人が負担するものとします。
- （3） 賃借人は、弊社の書面による承諾を得ないで、本物件の譲渡、質入れ、転貸および改造をしないものとします。賃借人が法人の場合のみ転貸しを認めます。ただし、賃借人の転貸により生じた一切について、弊社は関与しないものとします。
- （4） 賃借人には、本物件が常に良好な使用状態を保つように、賃借人の責任と負担で点検・保守・整備を行うものとします。賃借人は、弊社から書面による承諾を得ずに、保守、整備の程度を超える改造その他形状、規格、性能等の変更又は修繕を行ってはならないものとします。
- （5） 本物件の使用に関連して、賃借人又は第三者が損害を被ったときは、賃借人は、自己の責任と費用でこれを解決し、弊社はなんらの責任を負わないものとします。

第11条（物件の故障）

賃借人又は使用者は、使用中に本物件の異常又は故障を発見した場合、ただちに使用を中止し、速やかに弊社に連絡するとともに、弊社の指示に従うものとします。

- （1） 通常の使用法により、又は天災等賃借人の責めによらない事由による修繕の場合、その費用は弊社が負担するものとします。
- （2） 賃借人は、故障のため本物件を使用できなかった場合、それによって生じる損害について、弊社に対しいかなる請求もできないものとします。また、賃借料の返還もできないものとします。
- （3） 賃借人の故意又は過失によって本物件が損害を受けた場合、弊社は賃借人にその賠償を請求することができるものとします。賠償額については、弊社と賃借人とで協議のもと決定するものとします。

第12条（物件の滅失）

- (1) 本物件が天災地変、その他不可抗力の場合を含め滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不可能となったときは、賃借人は弊社に対してその旨を通知し、弊社がその事情を認めたときこの契約は終了するものとします。
- (2) 前項によりこの契約が終了した場合、賃借人はその原因の如何を問わず、別に定める本物件の損害賠償金を弊社に支払うものとします。
- (3) 弊社が損害保険金を損害保険会社に請求するときは、賃借人はこれに必要な協力をするものとします。

第13条 (物件の盗難)

賃借人又は使用者は、使用中に本物件の盗難が発生したとき、その他の被害を受けられたときは、すみやかに次の措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察へ通報する。
- (2) 直ちに被害状況等を弊社に報告し、弊社の指示に従うものとします。
- (3) 盗難、その他の被害に関し、弊社および弊社が契約している保険会社の調査にご協力するとともに、要求する書類等を遅滞なく提出するものとします。
- (4) 賃借人が本物件の保守を行わなかった場合での盗難に関して、賃借人は別に定める本物件の損害賠償金を弊社に支払うものとします。

第14条 (物件の事故)

賃借人又は使用者は、使用中に本物件に関わる事故が発生したときは、直ちに使用を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 賃借人は直ちに事故の状況等を弊社に報告し、弊社の指示に従うものとします。
- (2) 賃借人は事故に関し、弊社および弊社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類を遅滞なく提出するものとします。
- (3) 賃借人は事故に関し、相手方と相談その他の合意をするときは、あらかじめ弊社の承諾を受けるものとします。
- (4) 賃借人又は使用者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、解決するものとします。
- (5) 弊社は、賃借人又は使用者のために事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第15条 (契約の解除)

賃借人に次の各号のいずれかが発生したときは、弊社は賃借人に対して通知催告を要することなく賃貸借契約を解除することができるものとします。これにより契約が解除になったときは、賃借人はただちに残債務および遅延損害金を一括にて弊社に支払うとともに、本物件を返還しなければならないものとします。

- ① 支払請求書に定められた支払期限までに賃料を支払

わなかった場合

- ② 自ら振り出したもしくは裏書をした手形又は小切手が不渡りとなった場合
- ③ 差押え、仮差押え、又は仮処分を受けた場合
- ④ 破産、民事再生又は会社更生の申立を受けた場合又は自らこれらの申立をした場合
- ⑤ 本物件を譲渡し、譲渡担保し、質入れをし又は貸与した場合、その他弊社の本物件に関する所有権を侵害する行為をした場合

第16条 (調査)

本物件の使用状況に関し、弊社が必要と認めるとき、弊社は賃借人に報告を求めることができるものとします。また、弊社の要請があった場合は、賃借人は本物件の使用場所への弊社の立ち入りに応じなければならないものとします。

第17条 (代替物件)

弊社は、賃借人から予約のあった装備の農機具を貸渡すことができない場合、賃借人に対し、予約と異なる装備の農機具の貸渡しを申し入れることができるものとします。また、賃借人は代替本物件の貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第18条 (機密保持及び個人情報の取り扱い)

- (1) 弊社は本物件の引き渡し、及び返還時の引き取り又調査のための立ち入りにあたり、その際に知り得た業務上の機密は、これを第三者に漏洩しないものとします。
- (2) 賃借人は弊社が供給する製品の性能、特性、機能等を同業他社等へは、漏れないものとします。
- (3) 弊社は、賃貸借契約の締結に際して受領した賃借人の個人情報を、法令の規定に従って十分注意して取り扱うものとします。

第19条 (協議)

この規約に定めのない事項、又はこの規約について疑義が生じた事項については、弊社と賃借人の両方で協議し、解決を図るものとします。

第20条 (合意管轄)

本規約に関し、紛争が生じ、弊社又は賃借人が、訴訟を起こすときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社旺方トレーディング

2013年3月25日施行

2016年7月13日改訂